

I 発掘調査の概要

調査の経過

平城京左京八条三坊東市周辺東北地域の発掘調査は、昭和49年秋奈良市東九条町姫寺 960番地に県営住宅団地が計画されたことから、その事前調査として実施されたものである。奈良県教育委員会（文化財保存課）では数年前から、平城京内において、国・県・市等の公共機関が大規模な開発事業を実施する場合、受益者側の費用負担で事前の発掘調査を行なうよう行政指導している。当該地は平城京内でも特に重要な遺跡である東市に隣接し、もしくは直接にかゝると推定される場所でもあり、事業主体である県土木部住宅課は、事前調査を行うことを同意し、調査の実施を奈良国立文化財研究所（平城宮跡発掘調査部）に依頼した。調査費用、期間、方法等に関して、上記の関係者が協議を行ない、昭和49年12月に調査計画がまとまった。

対象地域が広範にわたるため、調査は二度にわけて実施することとなり、第1次調査（平城宮跡発掘調査部第93次調査）を昭和50年1月20日から4月19日までの期間に、第2次調査（同第94次調査）を同年4月4日より6月16日までの期間におこなった。

なお、調査後、東市を推定する十坪の部分は緑地公園とし、小路の位置を団地内通路として生かし、主な遺構のある部分は新設建物位置を移動してさけるなどの設計変更がおこなわれた。





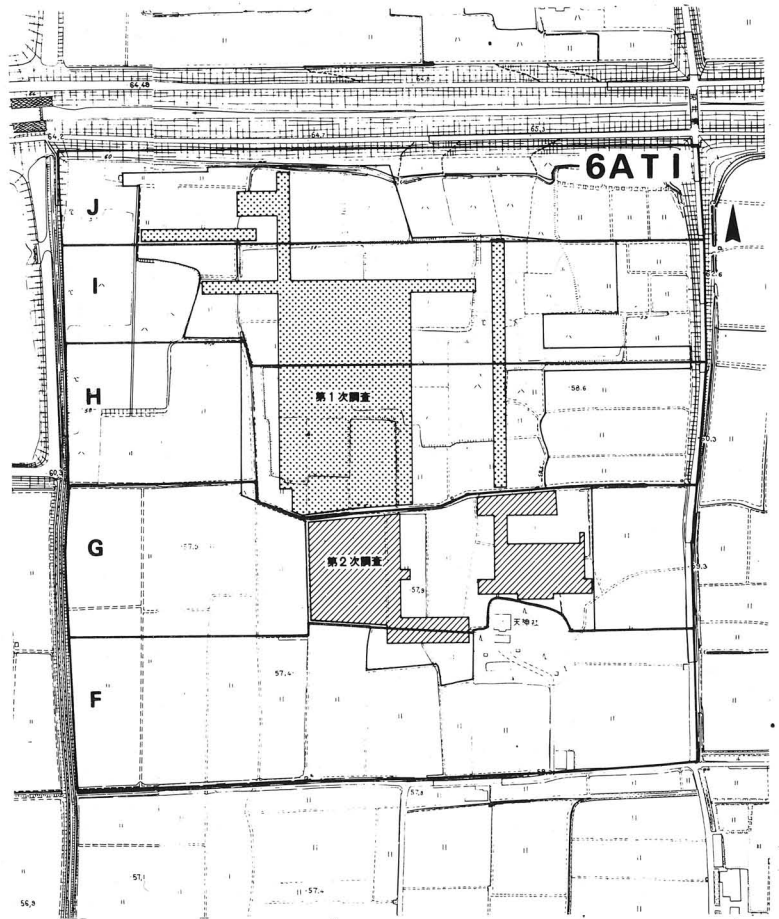
調査のあらまし

調査対象地は平城京条坊の坪付の呼称からは、左京八条三坊九・十・十五・十六坪にまたがる範囲である。北は七条大路に接し、南は十坪の東北部と十五坪の西北部を含み、東は東三坊大路近くまでと、西は九・十坪の東半部までの、面積にして28,000㎡の地域である。調査は平城宮跡発掘調査部で実施している京内遺跡発掘調査基準に拠っておこなった。八条三坊には東市があるため、京内の大地区割りとは別扱いとして6ATIの別称を付し、さらに坊の東半部を10地区に中分割してA～Jの地区をあてた。第1次調査は北半部のH・I地区を中心におこない、第2次調査は南半のF・G地区を中心におこなった。

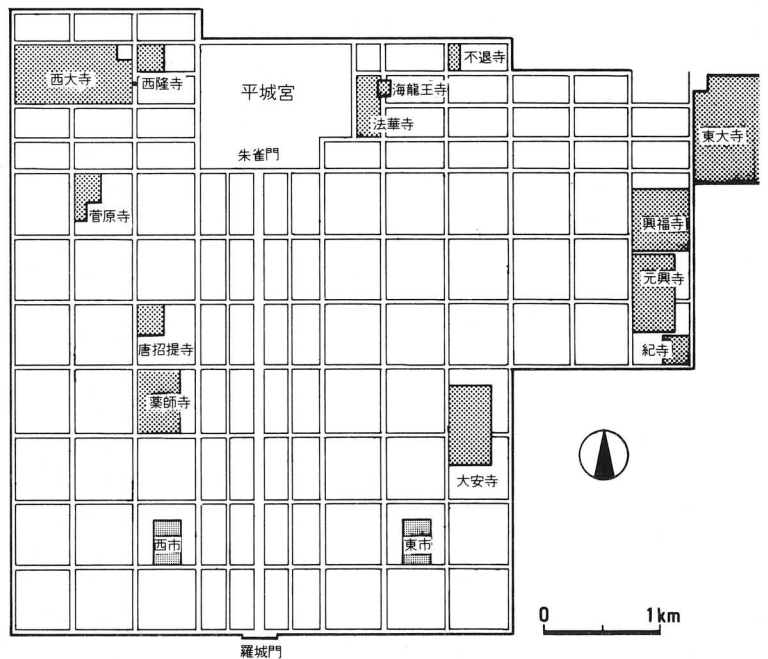
第1次調査 本調査にさきだって、当該地域全体の遺構の状況を確認することと、調査全般の方針を立てるために、まず各坪にまたがる幅5m、長さ130m前後のトレンチを3箇所に入れて試掘を行なった。このトレンチ中に小路、建物、大溝などの奈良時代の遺構が発見されると同時に、十六坪の北半部分は岩井川の氾濫によって遺構の上面が削られ、遺存状況がよくないことが判明した。このため本調査では川の影響のすくない九坪の東半部を選び、小路交叉部分をふくめて東西50m、南北90mの範囲の全面発掘をおこなった。

第2次調査 第1次調査地の南に接し十坪の東北隅にあたる部分を東西36m、南北44mの範囲について発掘するとともに、第1次調査トレンチで確認した礎石列と瓦散布地を中心に寺院関係の遺構を調査した。

両次にわたる調査で発掘した面積は 8,889㎡である。



発掘調査の範囲



平城京条坊図